令和６年７月17日 能登創造的復興タスクフォース（第２回）
環境省資料を一部修正したもの

参考資料

環境省
Ministry of the Environment

公費解体の課題と取組状況について

公費解体の進捗状況について

環境省

■ 公費解体の申請手続等の円滑化や面的な解体・撤去による工事加速化を支援し、解体申請棟数・解体実施棟数は着実に増加。今後更なる増加が見込まれるが、直近の解体完了率はまだ６％にとどまっている。
■ 申請棟数は約23,400棟となり、解体想定数（約22,500棟）を既に上回っており、県で見直し検討中。

公費解体の主な取組状況

□公費解体の申請手続等の円滑化

- 災害廃棄物の知見・経験を有する環境省職員及び自治体職員、申請受付事務を担当する応援自治体職員及び他省庁職員の派遣
- 申請書類の合理化についてマニュアル等の策定・改訂を行い周知
- 行政書士会の協力による申請手続支援
- 法務省と連名の事務連絡により、建物性が失われた家屋等は、関係者全員の同意取得を不要とし、登記官による職権滅失登記も活用するなどして、申請手続を簡素化

申請棟数：10,279棟（4月末） → 16,971棟（5月末）（＋6,692） → 21,767棟（6月末）（＋4,796） → 23,409棟（7月15日）（＋1,642）

□工事前調整を円滑化・効率化、これにより解体工事発注を加速化

- 工事前調整の効率化や委託技術者（補償コンサルタント）の体制確保・強化

解体実施棟数（累計）※1：316棟（4月末） → 1,277棟（5月末）（＋961） → 3,116棟（6月末）（＋1,839） → 4,698棟（7月15日）（＋1,582）

解体完了棟数（累計）※2：178棟（4月末） → 466棟（5月末）（＋288） → 1,076棟（6月末）（＋610） → 1,466棟（7月15日）（＋390）

※1 解体実施棟数（累計）には発注数を含む
※2 自費解体及び緊急・公費解体の合計棟数

公費解体の進捗状況

＜7月15日時点実績＞

	解体棟数（推計）※3	申請棟数	解体実施棟数※4	（うち完了）	申請棟数に対する解体完了率
珠洲市	5,562	**5,095**	1,213	**465**	**9％**
輪島市	3,584	**7,003**	986	**242**	**3％**
能登町	2,759	**1,913**	530	**99**	**5％**
穴水町	2,490	**2,107**	545	**239**	**11％**
志賀町	2,269	**2,883**	410	**134**	**5％**
七尾市	4,261	**2,558**	492	**107**	**4％**
6市町以外	1,578	**1,850**	522	**180**	**10％**
合計	22,499	**23,409**	4,698	**1,466**	**6％**

※3 推計解体棟数は「石川県災害廃棄物処理実行計画(2/29）」より
※4 自費解体により先行実施（実体上は解体されており、公費解体扱いとして後日費用償還見込み）されたものを含む。

環境省

公費解体の加速化に向けた主な課題（全体像）

①相談・申請
- 市町職員が国・地方自治体からの応援職員等により体制を確保し対応

②申請内容確認
- 市町職員により対応
- 審査内容等必要に応じて補償コンが支援

③現地調査・調査票等作成
- 市町職員が登記情報など必要な資料を揃え補償コンに業務を依頼
- 補償コンが解体申請のあった全ての家屋等について現地調査を実施
- 補償コンが申請内容や関連資料、現地調査の結果等に基づき、調査票等を作成

④解体工事発注
- 市町職員が、解体工事発注（支出負担行為）を行うための契約手続き

⑤三者立会
- 補償コンが、該当家屋等の所有者、解体業者と日程調整
- 所有者・解体業者・補償コンの三者で現地立会

⑥解体工事着手
- 解体業者が解体工事の準備

⑦解体工事終了
- 市町職員が、解体工事完了に基づいて、協会へ支払（支出決定）手続き

⑧協会へ支払

協会→業者支払
- 協会が、翌月までに解体業者に支払い

課題１:共有者全員の同意取得

課題２：建物性が失われた倒壊家屋等の対応

課題３：三者立会の円滑化・効率化

課題４：解体工事体制の強化

課題５：宿泊地の確保

課題６：自費解体の促進

課題７：仮置場の追加確保

課題８：広域連携の推進

課題９：支払いの円滑化

課題10：応援体制

公費解体の課題と対応

環境省

課題１：共有者全員の同意取得

相続登記がなされていないなどにより共有者が複数存在し、共有者全員の同意取得が困難な場合が一定数存在すると考えられる。

✓ ５月28日に法務省と連名で次の内容の事務連絡を発出（概要：次ページ）。

※「公費解体・撤去マニュアル」を令和６年６月に改訂（第５版を策定）

ケース	対応
倒壊家屋等の場合	**【滅失登記が行われた倒壊家屋等】** • 関係者全員の同意がなくても公費解体・撤去を進めることが可能 **【滅失登記が行われていない倒壊家屋等】** • 市町村が建物性が失われていると判断した場合には、関係者全員の同意がなくても公費解体・撤去を進めることが可能
上記以外の損壊家屋等の場合	• 所有者等又はその所在が判明しない場合には、民法の所有者不明建物管理制度を活用 • さらに、共有者等の意向を確認することが困難な場合、所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面（いわゆる宣誓書方式）の活用により申請が可能であり、積極的に活用いただきたい ※自費解体の費用償還においても上記、宣誓書方式の活用が可能

✓ なお、過去の災害時においても一部の自治体※において宣誓書方式が活用されているが、訴訟事例について、環境省には報告は上がっていない。

※仙台市（東日本大震災）、熊本市（平成28年熊本地震）、倉敷市（平成30年７月豪雨）

【参考資料】５月28日事務連絡の概要

環境省

令和６年能登半島地震によって損壊した家屋等に係る
公費解体・撤去に関する申請手続等の円滑な実施について（概要）

環境省・法務省
令和６年５月28日

概要

- 損壊家屋等の**公費解体・撤去は、家屋等の所有者の申請の上で行うことが原則**。しかし、家屋等が複数人で共有されており、**解体・撤去に係る関係者全員から同意書を取得することが困難な場合等**もある。
- このような状況において、**公費解体・撤去に向けた手続を円滑化・迅速化する方策**として、**建物の滅失登記**や、**所有者不明建物管理制度**及び**いわゆる宣誓書方式**を活用可能。そこで、今回、事務連絡において、**損壊家屋等の解体・撤去等に係る手順等を整理**。

１．倒壊家屋等への対応

- 家屋等が倒壊、焼失又は流失等により滅失し、**建物性※1が認められない※2場合**、その**倒壊家屋等の建物所有権等が消滅**。

  ※1…建物性の条件：①土地に定着し（定着性）、②屋根及び周壁等を有し（外気分断性）、③目的とする用途に供し得る状態（用途性）
  ※2…建物性が認められない例：㋐建物全体が倒壊又は流失、㋑建物が火災により全焼、㋒建物の下層階部分が圧潰、㋓建物の壁がなくなり柱だけになっている

- 今回、**法務局において、登記官の職権による倒壊家屋等の建物の滅失の登記**（職権滅失登記）を行う予定。

①**滅失登記が行われた倒壊家屋等は、建物性が失われていることが明らか**であるため、市町村が建物性が失われる前の当該家屋等の所有者等から公費解体・撤去の申請を受け付け、思い出の品など必要なものが持ち出されたことを確認した後は、**建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、市町村の判断により災害廃棄物として公費解体・撤去を行って差し支えない**。

②滅失登記が行われていない倒壊家屋等も、市町村が、建物性が失われる前の当該家屋等の所有者等から公費解体・撤去の申請を受け付け、家屋等の建物性が失われていると判断する場合は、思い出の品など必要なものが持ち出されたことを確認した後は、**建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、市町村の判断により災害廃棄物として公費解体・撤去を行って差し支えない**。

＊①②のいずれについても、**公費解体・撤去の申請対象の建物の情報に係る書類**のうち、例えば職権滅失登記に際して市町村が収集した情報などにより確認できるものは、**申請者からの当該書類の提出を簡素化又は不要とするなど、申請者の負担軽減を図る**。

２．倒壊家屋等以外の損壊家屋等への対応

- 倒壊家屋等以外の損壊家屋等について、所有者等又はその所在が判明しない場合には、**民法の所有者不明建物管理制度**を活用した公費解体・撤去が考えられる。
- **共有者等の意向を確認することが困難な場合**には、**所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決**する旨の書面**（いわゆる宣誓書方式）を活用した公費解体・撤去※を行って差し支えない**。

  ※宣誓書活用の条件：**共有者等に対する意向確認の状況や家屋の状況等を総合的に考慮しやむを得ない**と考えられ、申請者からの公費解体・撤去申請に対して**共有者等から異議が出る可能性が低いと考えられる**場合

３．いわゆる自費解体の費用償還への対応

- **自費解体の費用償還の場合**であっても、倒壊家屋等の解体・撤去については、**建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、実施して差し支えない**。また、倒壊家屋等以外の損壊家屋等については、共有者等の意向を確認することが困難な場合には、**いわゆる宣誓書方式を活用した解体・撤去に対して費用償還を行って差し支えない**。

公費解体の課題と対応

環境省

課題２：建物性が失われた倒壊家屋等の対応

輪島朝市エリア等で進めている面的な解体撤去を、他の被災市町においても、法務局の登記官による職権滅失登記も活用しながら進めていく必要がある。

- ✓ 輪島朝市エリアでは、倒壊家屋等264棟に対して、法務局による職権滅失登記を完了。
- ✓ 今後、他の被災市町においても、法務局と連携し、必要に応じて土地家屋調査士等も活用するなどにより面的な解体・撤去を進めていく。

輪島朝市エリアにおける面的な解体・撤去加速化プラン

- 対象エリア264棟の家屋等に対して、法務局による職権滅失登記が完了。
- 行政書士会の協力も得ながら、申請プロセスを加速化し、地域ごとに、工事前調整の上、解体工事を順次実施。

輪島朝市における解体・撤去工事

珠洲市における面的な解体・撤去加速化プラン

- 珠洲市の中でも特に被害が大きく、倒壊家屋等により水道復旧等に支障が生じている蛸島地区及び宝立町鵜飼・春日野地区を対象に、法務局と連携し、面的な解体・撤去を進める。

公費解体の課題と対応

環境省

課題３：三者立会の円滑化・効率化

三者立会の日程調整等に時間を要しており、申請を受け付けてから工事の着手までに目詰まりを起こすおそれがある。

✓ 例えば、補償コンサルタントが地区ごとに担当分担して所有者及び解体業者との日程調整と立会を行うことにより、一日に対応可能な三者立会の数を増やすなど、円滑化・効率化を促進。

公費解体の課題と対応

環境省

課題４：解体工事体制の強化

北陸ブロック内で確保された解体業者は664班であるが、まだフル稼働には至っておらず、解体工事発注数の増加ペースに追いついていない。また、申請棟数は解体想定数を上回っており、当初予定の来年10月までの解体完了の目標を達成するためには解体工事体制を更に強化する必要がある。

- ✓ 県や６市町の工程管理会議等で工事工程を徹底管理（解体業者の活動班数や完了棟数等の確認・見える化）が必要。
- ✓ 確保済の解体業者664班を早急にフル稼働させていくとともに、解体想定数の見直しを踏まえ、県外・北陸ブロック外も含めた業者の確保・活用が必要。
- ✓ 県解体協会の体制強化も含めた検討が必要。

令和６年６月27日知事記者会見資料

市町ごとの工程管理会議　（毎週1回、定期的に開催）

目　的：市町ごとの解体工事や仮置場運営に関する進捗管理など
出席者：市町、環境省、県、県構造物解体協会、県産業資源循環協会、専門コンサルタント

県の工程管理会議　（毎週1回、定期的に開催）

目　的：県全体の公費解体の進捗管理、課題への対応検討
出席者：県、環境省、県構造物解体協会、県産業資源循環協会、専門コンサルタント、6市町

6月からは6市町も参加し、有効な取り組みを共有・横展開

公費解体の課題と対応

環境省

課題５：宿泊地の確保

解体工事の更なる加速化を図ることによる解体業者（解体班数）の増加に伴い、宿泊地が不足することが懸念される。

✓ ６月12日に宿泊に必要な経費に関する事務連絡を発出。

奥能登２市２町

当面は既存の民間施設等を活用。本格化に伴い増加する需要については仮設の宿泊施設を順次設置。

それ以外の地域

下記いずれかに該当し宿泊が必要となる場合も補助対象。

① 解体事業者の所在地から解体現場までの路程が片道100kmを超えること

② 地理的な条件や交通インフラが復旧していないため解体事業者の所在地から解体現場までの往復が困難であること

✓ 奥能登２市２町では、解体事業者向けの宿泊施設を民間施設等含め合計約2,200名分を選定済。

✓ 解体班数の増加を見据えて、宿泊地の更なる確保について関係機関と調整を進める。

公費解体の課題と対応

環境省

課題６：自費解体の促進

自費解体についても希望する方に寄り添い、加速が重要。自費解体により発生した廃棄物（産業廃棄物）の処理先の確保や処理費を含む必要な費用の償還が必要である。

- ✓ 自費解体における支援対象は、基本的に公費解体と同様である。市町において市町が公費解体すると仮定し、解体費に加え、解体により生じた廃棄物の処理費用（運搬費、処分費）を算定した額が上限であるが、自己負担が生じないよう、見積書を取得し発注前に市町へ相談することが重要であり、これらの内容等について周知を図る。

  ※解体費、運搬費、処分費の合計金額で公費解体と経済比較。
  ※自費解体についても、受付審査や解体費用の算出等の事務処理業務については、市町村担当者のみでは対応が困難となる場合は補助対象となる。

- ✓ 自費解体による解体廃棄物を円滑に運搬・処理できるよう、石川県において、解体廃棄物の持ち込み先・処理先について、県内の産業廃棄物処理業者の市町への情報提供や県ホームページへの掲載を実施。

- ✓ 効率的な運搬の観点から、県において、各市町に「積替え保管場所」を設置するよう処理業者に働きかけ。

公費解体の課題と対応

環境省

課題７：仮置場の追加確保

解体工事の加速化に伴い、大量の解体廃棄物が発生するため、既存仮置場の逼迫状況を確認・予想しつつ、解体廃棄物を受け入れる仮置場の追加確保が必要。

➡ 解体工事の加速化に伴う解体廃棄物の増加に対応できるよう、用地の検討、地元調整を行い、追加の仮置場の増設などを順次進める。

	解体廃棄物用仮置場	面積	今後の増設予定
珠洲市	・ジャンボリー跡地	12.0ha	
輪島市	・輪島第１仮置場 ・輪島第２仮置場 ・輪島第３仮置場	3.0ha 1.7ha 0.7ha	調整中
能登町	・宇出津新港	2.2ha	検討中
穴水町	・あすなろ広場横 ・ホクエツ工業穴水工場跡地	2.0ha 1.0ha	検討中
志賀町	・旧志賀中学校グラウンド ・富来野球場駐車場	1.2ha 0.4ha	検討中
七尾市	・七尾大田工業用地	1.0ha	検討中

公費解体の課題と対応

課題８：広域処理の推進

仮置場への搬入車両及び搬出車両増加に伴う渋滞の発生や、県内処理施設の処理能力の逼迫等を踏まえ、広域処理を推進する必要がある。

- ✓ 渋滞の発生状況について確認を行うとともに、陸上での広域輸送に加え、海上輸送を実施することにより、陸上輸送の負担を軽減する（宇出津港で7/11に輸送開始）。
- ✓ 県内処理を最大限行いつつ、並行して県外の広域処理を随時進める。

珠洲市ジャンボリー跡地仮置場：
移動式破砕機（稼働中）

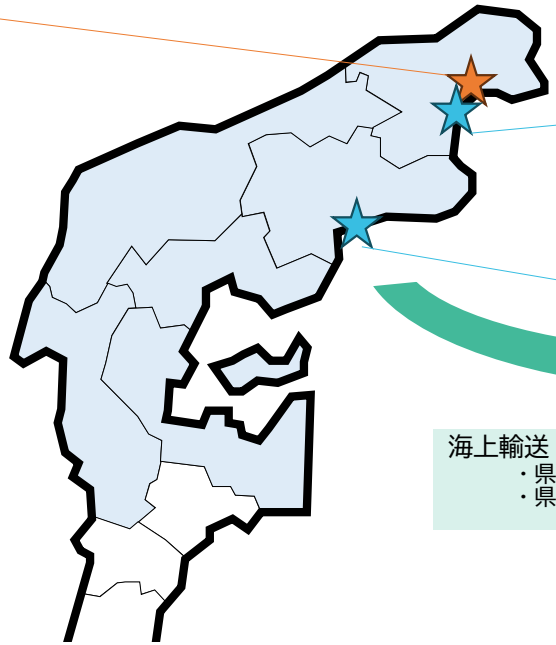

海上輸送：約28万トン（計画）
・県外の産廃業者
・県外のセメント会社
などを想定

公費解体の課題と対応

環境省

課題９：支払いの円滑化

解体業者、廃棄物処理業者が安心して事業を継続できるよう、実績に対する支払いが遅滞なく行われる体制を構築する必要がある。また、自費解体は、いったん被災者が自らの費用負担により解体工事を実施し、後日その償還を受けることとなるため、被災者が安心して申請できるよう、遅滞なく償還を行う体制を構築する必要がある。

【公費解体】

✓ 市町から契約先（協会）に対しては、請求書を受領した日から30日以内の支払いを徹底。

✓ 元請から下請に対しては、工事完了後、おおよそ２ヶ月以内に支払いを行うなど滞りなく事業者にお金が流れるよう、周知。

【自費解体】

✓ 自費解体に伴う費用償還の申請を受けた日から２ヶ月以内の償還金の支払いを徹底。

（参考）自費解体に係る支払事務の処理期間

市町毎に事務手続きの流れや処理の進度等が異なると思われるが、一般的に以下の処理及び処理期間が考えられる。

・費用償還の申請受付から請求書の受領まで：概ね30日以内

・請求書の受領から償還金の支払まで：概ね30日以内

※ また、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」など支払期間の適正性の確保に資するの法規等についても参照。

公費解体の課題と対応

環境省

課題10：応援体制

被災市町の申請受付事務に関する業務が減少したことから、応援自治体等の短期派遣等が徐々に減少。一方で、工事前調整や全体の工程管理等の業務が増大。引き続き被災市町での災害廃棄物処理（公費解体）実施体制への応援が必要。

- ✓ 被災者からの申請ニーズ、解体完了後の支払い進捗状況に応じて必要な体制を確保。
- ✓ 被災市町での臨時雇用等を行い、なお不足する人員については環境省からも他自治体に呼びかけを行い体制確保を支援。

	派遣者数
短期派遣	１７名※1
中長期派遣※3	３８名※1
石川県から派遣	１８名※1
環境省から派遣	１４名※2

※1　６市町合計。７月９日時点。
※2　県及び６市町合計。７月９日時点。累計5,948名・日
※3　公費解体に従事する者に限る